

令和6年度 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金公募要領

1 背景及び目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という）の改正（令和3年6月）に伴い、市町村においても区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定めるよう努めることとされたところです。これに伴い、岩手県では、県内市町村が実効性のある施策を進めることができるよう、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等を定める場合に要する経費（委託費）に対して補助を行います。

2 補助金の交付の対象及び補助額

経費	補助額
地方公共団体実行計画（区域施策編）等策定に係る委託費	補助対象経費の3分の2に相当する額以内の額 補助金の上限額：4,000千円

(1) 本事業の補助対象となる委託費について

- ア 法第21条第4項に基づく計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））の策定
- イ 法第21条第5項に基づく促進区域の設定
- ウ 法第21条第5項に定める地域脱炭素化促進事業の促進に係る事項
- エ ア～ウのために必要な基礎データの収集・分析等に係る事項
- ※ 地方公共団体実行計画（区域施策編）等策定に係る業務が、市町村総合計画等の策定又は改訂業務に含まれる場合、ア～エに係る部分のみを補助対象とします。

(2) 委託事業の年度について

- 原則、単年度とします。ただし、天変地異等不測の事態に際し事業中止等が見込まれる場合には別途御相談ください。
- ※ 本補助事業に係る完了確認書類の提出日は、事業の完了日から10日を経過した日又は交付決定年度の属する3月15日のいずれか早い日としていることから、御留意ください。なお、ここでいう「事業の完了日」とは、原則として、事業者への支払いが完了した日となります。

(3) その他

- 再生可能エネルギー導入促進のための目標及び計画策定については、「岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金」の活用も御検討ください。

3 補助事業の採択

交付決定は先着順ではありません。公募締切日までに提出された申請資料を基に、別に定める審査要領に基づき厳正な審査を行い、補助事業者を決定します。

- ※ 予算の範囲内で交付決定を行いますので、必ずしも申請額と交付決定額は同額にならないことがあります。

4 手続き

本補助金は、公募により交付申請書を受け付け、審査により採択した者に交付決定します（次頁の手続きフローを参照してください）。

(1) 応募手続き

ア 公募期間

令和6年4月17日（水）～令和6年5月24日（金）

イ 応募に必要な提出物

以下の書類を提出してください。

- 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金応募申請書（様式第1号） 1部
- 事業計画書（様式第2号） 4部（※）
- 事業費予算書（様式第3号） 4部（※）
- 委託料の積算内訳が分かる見積書又は設計書 4部（※）

※については、書類に加え電子データも提出してください。

ウ 提出方法及び提出先

① 提出方法

郵送又は持参 ※4(1)アに定める期限までに必着のこと。

② 提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県環境生活部 環境生活企画室 グリーン社会推進担当

地球温暖化対策実行計画等策定事業補助金担当者 あて

TEL：019-629-5271 FAX：019-629-5334

メールアドレス：ac0001@pref.iwate.jp（ゼロが3つ）

エ 審査委員会の開催

補助事業予定者の採択に当たり、審査委員会を開催します。

予定日 令和6年月上旬～中旬

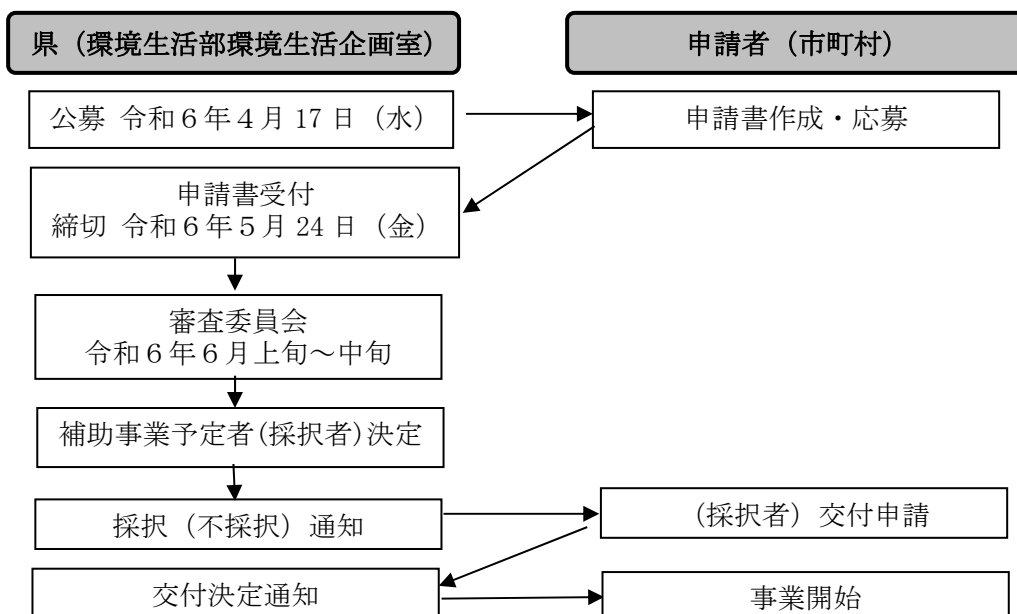
場 所 オンライン（Zoom）

※ 時間は、応募者に個別にお知らせします。

(2) 交付申請手続き

補助事業予定者（採択された者）には、地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金交付要綱等に基づき、交付申請の手続きをしていただきます。

【手続きフロー】



(3) 問合せ先

公募に際して疑義等が生じた場合、以下へ御相談ください。
岩手県環境生活部 環境生活企画室 グリーン社会推進担当
メールアドレス：ac0001@pref.iwate.jp（ゼロが3つ）

5 留意事項

- (1) 応募に当たっては、この公募要領のほか、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）、**地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金交付要綱**を精読した上で、内容を遵守することとして応募してください。
- (2) 提出書類に不備のある場合は、受付できない場合がありますので御注意ください。
- (3) 提出に際しては、必ず県指定の様式を使用してください。応募書類の用紙の大きさについては、日本産業規格に定めるA列4番とし、片面印刷とします。
- (4) 一度提出された書類及び電子媒体の返却はできませんので御了承ください。
- (5) 申請時期について、市町村の**事業着手前（契約締結前）の申請**とします。
- (6) 補助金の支払いは、補助事業完了後、補助金交付請求書及び事業による成果物（報告書等）の提出を受け、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認した後、精算払いとなります。
- (7) **本補助金の交付を受け実施する補助事業（補助対象経費部分）においては、重複して国や岩手県の他の補助金の交付を受けることはできません。**
※ 本補助金の交付決定を受けた後、他補助金が採択されたこと等により、本補助金を取り下げたい場合は、本補助金の交付決定通知を受領した日から起算して30日以内であれば取り下げが可能です。
- (8) 補助事業の完了日が属する年度の終了後、**2年を経過しても地方公共団体実行計画（区域施策編）等が策定されない場合**、県から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにも関わらず、地方公共団体実行計画（区域施策編）等を策定しない場合については、**補助金を返還**させることがあります。
- (9) 予算及び採択状況によっては、第2次公募を行う場合があります。
- (10) 補助金の交付を受けた市町村に、セミナー等で取組の発表をお願いする場合があります。
- (11) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出し、算出された額に**1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が4,000千円を超える場合は交付額を4,000千円とします。**
- (12) 本事業は、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための具体的な施策、中長期の構想といった市町村の意欲的な計画や体制を構築するための事業であり、委託を行った場合でも、市町村の主体的かつ積極的な関わりが必要です。